

建設業者の皆様へ

建設工事入札参加資格格付基準の概要について(令和7年6月～)

三豊市では、建設工事の入札参加資格格付基準等について、令和 5 年 6 月 1 日より次のとおり改正しており、令和 7 年 6 月 1 日からも引続き同じ運用とします。

○三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準について

本市におけるランク別の発注件数と業者数の状況を考慮し、ランクごとの公平な受注機会を確保するため、次のとおりの区分とします。

	請負対象設計金額	総合評点区分	等級
土木一式 工事	1,000 万円以上	960 点以上	A
	300 万円以上 1,500 万円未満	785 点以上 960 点未満	B
	500 万円未満	785 点未満	C
建築一式 工事	600 万円以上	900 点以上	A
	3,500 万円未満	700 点以上 900 点未満	B
	600 万円未満	700 点未満	C
舗装工事	500 万円以上	950 点以上	A
	700 万円未満	950 点未満	B
電気工事	800 万円以上	850 点以上	A
	6,000 万円未満	600 点以上 850 点未満	B
	600 万円未満	600 点未満	C
管 工 事	800 万円以上	850 点以上	A
	6,000 万円未満	630 点以上 850 点未満	B
	600 万円未満	630 点未満	C
解体工事	1,000 万円以上	820 点以上	A
	1,000 万円未満	820 点未満	B
その他工事	設定しない	820 点以上	A
		600 点以上 820 点未満	B
		600 点未満	C

※ 6業種(土木・建築・舗装・電気・管・解体工事)における選定基準の等級について

次ページの格付基準に基づき、「平均完成工事高」及び「技術職員又は専門性」の基準を満たしていない場合は、要件を満たす直近下位の等級となっています。

1. 三豊市指名業者選定基準（6業種に限る）

競争入札の指名（土木・建築・舗装・電気・管・解体工事に限る。）は、本市が別に定める三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準（以下「格付基準」と言う。）の総合評点区分を満たし、かつ、次の「選定基準」を満たすランク（等級）に格付された事業者を対象とします。

工事の種類	等級	選 定 基 準	
		平均完成工事高	技術職員数又は専門性
土木一式工事 建築一式工事	A	5,000 万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1 級技術職員 2 人以上かつ、1 級又は 2 級技術職員（基幹技術職員含む） 2 人以上
	B	3,000 万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1 級技術職員 1 人以上又は 2 級技術職員 2 人以上
	C	500 万円以上	※技術力（経営事項審査に基づく） 1 級又は 2 級技術職員 1 人以上
舗 装 工 事	A・B	700 万円以上	※専門性（舗装用専門機械の所有） ①アスファルトフィニッシャー ②タイヤローラー ③ロードローラー （マカダム又は、コンバイン又は、タンDEMローラー） ※上記①②③の3種を自社所有（長期リース可）していること ※長期リースとは、特定の機械につき 1 年以上のリース契約をしているもので、自社車庫で維持管理（ローラーについては特定自主検査等）を行い常時使用可能な状態にあるものとします。よって、レンタル会社とのスポット契約（レンタル会社と必要時にレンタルできる旨の契約）は、不可とします。 なお、申請された機械は必要に応じて現地調査を実施します。
電 気 工 事 管 工 事	A・B	700 万円以上	※専門性 専業率 10 % 以上（経営事項審査に基づく） ・電気又は管の完成工事高 ÷ 全体完成工事高
	C	300 万円以上	
解体工事	A・B	500 万円以上	

【注意事項】

（1）平均完成工事高が下記基準を満たさない業種は、入札参加資格の申請ができません。

※ 土木・建築一式工事	平均完成工事高 500 万円以上	※経営事項審査（総合評定値通知書）に基づく
※ 舗装工事	平均完成工事高 700 万円以上	
※ 電気・管工事	平均完成工事高 300 万円以上	
※ 解体工事	平均完成工事高 500 万円以上	

（2）格付基準による総合点数が A ランクでも当該選定基準要件を満たしていなければ、要件を満たす直近下位の等級に格付けするものとします。ただし、「技術職員数又は専門性」要件は、三豊市内に本社を有する事業者の方（舗装工事については市内営業所を含む）を対象とします。

2. 運用時期（適用開始）

令和 5・6 年度の格付（競争入札参加資格申請）より運用しています。